

## 国会に憲法改正の実現を求める意見書

日本国憲法は昭和22年5月3日の施行以来、今日に至るまで約70年が過ぎ、その間、改正が行われたことは一度もない。

しかしながら、70年という長い年月の間、わが国を巡る内外の諸情勢は劇的な変化を遂げてきた。日本を取り巻く外交安全保障情勢の変化をはじめ、家族、環境などの諸問題、そして大規模災害等への対応が求められている。

このような状況の変化を受け、様々な憲法改正案が各政党や報道機関、民間団体から提唱されている。国会においても平成19年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至った。

よって、国におかれては、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため憲法審査会において憲法改正案を策定し、国民に丁寧に説明するとともに国民的な議論を経て国民が自ら判断する国民投票を実施できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月25日

福岡県糸島市議会